旅行業登録制度について

１．旅行業登録制度

① 旅行業の営業活動を行う際は、行政庁に登録する必要があります。

登録行政庁は、旅行業務の範囲により下図のように区分されます。

【関連法律：旅行業法第3 条及び同法施行規則第1 条】

② 旅行業の登録を受けようとする者は、登録行政庁に国土交通省令で定める事項を記載した書類を提出する必要があります。

【関連法律：旅行業法第4 条】

③ 登録を受けずに旅行業務を行うと、無登録営業として法律によって処分されます。

【関連法律：旅行業法第74 条】

登録種別 登録行政庁 主な業務範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録種別 | 登録行政庁 | 主な業務範囲 |
| 第１種旅行業 | 観光庁長官  （鳥取県の場合は中国運輸局） | ・海外の募集型企画旅行  ・第２種旅行業の業務 |
| 第２種旅行業 | 主たる営業所の所在地の  都道府県知事  鳥取県の書類申請先は  鳥取県庁 | ・国内の募集型企画旅行  ・第３種旅行業の業務 |
| 第３種旅行業 | ・営業所の所在地とそれに隣接する市町村内の募集型企画旅行  ・海外、国内の受注型企画旅行  ・海外、国内の手配旅行  ・他者実施の募集型企画旅行の販売（受託販売） |
| 地域限定旅行業 | ・営業所の所在地とそれに隣接する市町村内の募集型企画旅行  ・営業所の所在地とそれに隣接する市町村内の受注型企画旅行  ・営業所の所在地とそれに隣接する市町村内の手配旅行  ・他社実施の募集型企画旅行の販売（受託販売） |
| 旅行業代理業 | ・所属旅行業者が委託する範囲の旅行業務 |

２．登録条件

申請者が以下の項目に該当する場合は、その登録は拒否されます。

①　旅行業法第１９条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第３７条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前６０日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から５年を経過していないものを含む。）

②　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者

③　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）

④　申請前５年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者

⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～④のいずれかに該当するもの

⑥　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑦　暴力団員等がその事業活動を支配する者

⑧　法人であって、上記①～③または⑥のいずれかに該当する者があるもの

⑨　営業者ごとに旅行業法第11 条の2 の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

⑩　旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

⑪　旅行業代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

【関連法律：旅行業法第6 条第1 項】

３．登録要件

① 目的について

法人で申請する場合は、目的（定款・登記簿謄本）について「旅行業法に基づく旅行業」、「旅行業」、「旅行業法に基づく旅行業者代理業」のいずれかを記載してください。

② 旅行業務取扱管理者の選任について

・営業所ごとに1 人以上の旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

・海外旅行を取り扱う営業所では、総合旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

・従業員数が10 名以上の営業所では、2 名以上の旅行業務取扱管理者を選任してください。

・旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任できません。

【関連法律：旅行業法第11 条の2】

③ 基準資産額について

旅行業法6 条1 項（上記２の⑩）及び同法施行規則3 条並びに4 条に基づき基準資産額を満たす必要があります。

＊（基準資産額）＝（資産合計）－（負債合計）－（営業保証金または弁済業務保証金分担金）－（不良債権、繰延資産）

【申請直近の事業年度における決算書から算出】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録業務範囲 | 基準資産額 | 区分 | 最低営業保証金（供託金） | 最低弁済業務保証金分担金 |
| 第２種旅行業 | ７００万 | 協会非加入 | １，１００万円 | － |
| 協会会員 | － | ２２０万円 |
| 第３種旅行業 | ３００万 | 協会非加入 | ３００万円 | － |
| 協会会員 | － | ６０万円 |
| 地域限定旅行業 | １００万 | 協会非加入 | １５万円 | － |
| 協会会員 | － | ３万円 |

営業保証金及び弁済業務保証分担金の詳細については別紙参照。

・新規申請時の営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、登録後1 年間の旅行業務取引額の見込額を算定の基準とします。

・（一社）全国旅行業協会または（一社）日本旅行業協会の保証社員は、弁済業務保証金分担金を協会に納付することにより、営業保証金の供託は不要です。

・旅行業者代理業に資産の要件はありません。

４．登録の有効期間及び変更届期限

①　旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5 年です。

【関連法律：旅行業法第6 条の2】

②　登録の有効期間が満了したときは、登録は抹消となります。

【関連法律：旅行業法第20 条第1 項】

③　旅行業の更新登録の申請については、有効期間の満了する2 ヶ月前までに提出する必要があります。

【関連法律：旅行業法第6 条の3 及び同法施行規則第1 条】

④　登録事項に変更があった際は、その日から30 日以内に届出をする必要があります。

【関連法律：旅行業法第6 条の4】

５．申請から登録及び営業開始までの流れ

・申請から営業開始までは1 ヶ月から1 ヶ月半ほどかかります。

・営業開始の際は、登録票、取扱料金表、旅行業約款を営業所に掲示する必要があります。

・更新登録が完了した場合は、新しい登録票を営業所に掲示してください。

・変更登録（業務範囲の変更）の際は、営業保証金が不足する場合追加の供託が必要となります。追加の供託書の写しを14 日以内に登録行政庁に提出してください。営業保証金が超過している場合は、公告後に必要な手続きをすることで取り戻すことができます。

【関連法律：旅行業法第9 条第5 項】

弁済業務保証金の場合も同様です。

６．登録に必要な申請書類

登録に必要な申請書類は、別紙一覧表のとおりです。

７．申請にあたって

申請書類等に関するお問い合わせは下記販売所までお願いいたします。

【申請書類の販売所】

一般社団法人 全国旅行業協会鳥取県支部・鳥取県旅行業協会

〒680－0835

鳥取県鳥取市東品治町106 鳥取バスターミル4F

電話：0857-38-2180

ﾌｧｸｼﾐﾘ：0857-38-2181

営業時間：9:00~16:00

第1 種旅行業の登録の申請については下記までお問い合わせください。

【お問合わせ先】

中国運輸局 企画観光部 観光地域振興課

〒730－8544

広島県広島市中区上八丁堀6 番30 号

電話：082－228－8703

ﾌｧｸｼﾐﾘ：082－228－9412

第2 種、第3 種、地域限定旅行業、旅行業代理業、旅行サービス手配業の登録の申請につきましては事前に書類の確認を行いますので、下記連絡先までご予約の上、来庁してください。

【お問合わせ・登録申請先】

鳥取県庁 文化観光局 観光戦略課 総務企画担当

〒680－8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220 番地

電話：0857-26-7421

ﾌｧｸｼﾐﾘ：0857-26-8308

E-mail：kankou@pref.tottori.lg.jp

営業時間：8:30~17:15